

持回り

この文書は官房文書課
保存係へ回付されたい。

保存 1 分類 流F06-02

昭和 53 年食流 第 3327 号	完結 了	原簿 記入済	3
接受 昭和 年 月 日	決裁 昭和 53 年 7 月 8 日	照合者印	施行責任者印
登録 昭和 53 年 6 月 17 日	施行 昭和 53 年 7 月 26 日	文書管理責任者印	文書管理責任者印
起案 昭和 53 年 6 月 9 日	記事		
処 理 経 過	官報掲載 53. 7. 21 日 告示第 64 号		
件名 アイスクリーム品質表示基準の制定について (告示)			
大臣	決裁年月日		
事務次官	53. 7. 8		
官房長	文書課長		
畜産局長	53. 7. 5		
審議官	畜政課長		
牛乳乳製品課長			
食品流通局長			
審議官	総務課長		
消費経済課長			

担当係 専門官 長田 3475

1593

135

伺 い

昭和52年10月3日付け52食流第5455号をもって
農林物資規格調査会に諮問したこのことについては、

昭和52年11月2日付け52物調第9号をもって別添字
しのとおり答申があったので農林物資の規格化及

び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年
法律第175号)第19条の3第1項の規定に基づき、

アイスクリーム品質表示基準を別添案の1のとおり
制定し、同法第19条の3第3項に基づき官報に

告示してよろしいか。

また、案の2により地方農政局長、沖縄総合事
務局長、北海道知事及び農林規格検査所長

あてにアイスクリーム品質表示基準が官報に公示され
た旨通知してよろしいか。

1594 農林省起案用紙

(参考)

アイスクリームが昭和53年1月20日に政令指定さ
れたことにより、品質表示基準を告示するものである。

品質表示基準指定品目 計3品目

案 の 2

番 号
年 月 日

東北・関東・東海・北陸

近畿・中四国・九州 各地方農政局長

沖縄総合事務局長

北海道知事

小樽・仙台・東京・横浜・神岡

名古屋・大阪・神戸・岡山・福岡

沖縄 各農林規格検査所(支所・分室)長

あて

食品流通局長

件 名

1595

農林省起案用紙

4
このことについて、昭和33年7月21日の官報に、
アイスクリーム品質表示基準（農林省告示第64号）
（水産）

が告示されたのでお知らせする。

（注）官報掲載月日、告示番号を記入する。

24
○農林省告示第 号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の三第一項の規定に基づきアイスクリーム品質表示基準を次のように定め、昭和五十四年九月一日以後に製造されるアイスクリーム（輸入品にあつては、同日以後に輸入されるもの）に適用することとしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年 月 日

農林大臣 中川 一郎

アイスクリーム品質表示基準

（適用の範囲）

第1条 この基準は、アイスクリームに適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同

客の1

案の1

1字あげに可る

←表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
アイスクリーム	次に掲げるものをいう。 1 乳又は乳製品に糖類、卵黄（卵黄固形物としての含有率は1.4%未満とする。）、乳化剤、安定剤、着色料、着色料等を加えた後、これを乳化したものを冷凍し、かつ、硬化させたものであって、乳脂肪分8%以上のもの（以下「バニラアイスクリーム」という。） 2 1に果実（くりを含む。以下同じ。）又はその

	加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ、まつ茶、卵黄、洋酒等の風味原料（これらに類似している天然又は合成の着香料を含む。）を加えたもの（以下「風味アイスクリーム」という。）
フルーツアイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料として果実又はその加工品を加えたものであつて、その含有率が5%以上（レモン及びライムにあつては2%以上）であるものをいう。
チョコレート アイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてチョコレートを加えたものであつて、その含有率がカ

1593



21

	カオ分として1.5%以上であるものをいう。
コーヒーアイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてコーヒーを加えたものであつて、その含有率が生豆に換算して1%以上であるものをいう。
ナッツアイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてナッツを加えたものであつて、その含有率が2%以上であるものをいう。
まつ茶アイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてまつ茶を加えたものであつて、その含有率が0.5%以

1600



22

上であるものをいう。

カスタード アイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料として卵黄を加えたものであつて、卵黄（バニラアイスクリームの原料としての卵黄を含む。）の含有率が卵黄固形物として1.4%以上であるものをいう。
ミックス アイスクリーム	風味アイスクリームのうち、2種の風味原料（果実又はその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ及びまつ茶に限る。）を加えたものであつて、それぞれの含有率が果実又はその加工品を加えたものにあつては2.5%以上（レモン及びライムに

5-

1601

1601

19

あつては1%以上）、チョコレートを加えたものにあつてはカカオ分として0.75%以上、コーヒーを加えたものにあつては生豆に換算して0.5%以上、ナッツを加えたものにあつては1%以上及びまつ茶を加えたものにあつては0.25%以上であるものをいう。

6-

ストロベリー アイスクリーム	フルーツアイスクリームのうち、風味原料がいちどの果汁又は果肉であるものをいう。
レーズン アイスクリーム	フルーツアイスクリームのうち、風味原料が干しぶどうであるものをいう。

1602

1602

21

(一括表示事項)

第3条 アイスクリームの品質に関し、製造業者(販売業者が製造業者との合意等により製造業者に代わつてその品質に関する表示を行うこととなつてゐる場合にあつては、販売業者)以下「製造業者等」という。)がアイスクリームの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。

一(1) 品名

一(2) 乳固形分

一(3) 乳脂肪分

一(4) 原材料名

一(5) 内容量

一(6) 製造業者等(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所

1603



所

2 乳脂肪分以外の脂肪分(卵黄、乳化剤及び風味原料に含まれるものを除く。)を含むものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、乳脂肪分以外の脂肪分とする。

3 輸入品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項及び同条第2項の乳脂肪分以外の脂肪分の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 品名

ア パニラアイスクリームにあつては「アイスクリーム(パニラ)」と記

1604



載すること。

イ 風味アイスクリームにあつては「アイスクリーム」の文字の次に、かつを付して、次に規定する文字を記載すること。

ロ ストロベリーアイスクリームにあつては「ストロベリー」

(ハ) レースアイスクリームにあつては「レース」

(ニ) 及 (ホ) 以外のフルーツアイスクリームにあつては「フルーツ」

(ヘ) チョコレートアイスクリームにあつては「チョコレート」

(オ) コーヒーアイスクリームにあつては「コーヒー」

(カ) ナッツアイスクリームにあつては「ナッツ」

(キ) まつ茶アイスクリームにあつては「まつ茶」

(ク) カスタードアイスクリームにあつては「カスタード」

(ケ) ミックスアイスクリームにあつては、加えた風味原料の製品に占め

1605



る重量の割合の多いものから順に「チョコレートナッツ」、「コーヒーレース」等

(コ) 果実若しくはその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ、まつ茶及び卵黄を加えた風味アイスクリーム以外の風味アイスクリーム又は果実若しくはその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ若しくはまつ茶を風味原料とする風味アイスクリームであつて、フルーツアイスクリーム、チョコレートアイスクリーム、コーヒーアイスクリーム、ナッツアイスクリーム、まつ茶アイスクリーム及びミックスアイスクリーム以外のものにあつては「風味」

(サ) バニラアイスクリーム及び1種若しくは2種以上の風味アイスクリームを組み合わせたもの又は2種以上の風味アイスクリームを組み合わせたものにあつては、組み合わせた内容の(コ)までに掲げる方

1606



法に準じて「バニラ・チョコレート」、「ナッツ・ストロベリー・
コーヒー」、「バニラ・風味」等。ただし、風味アイスクリームを
数種類組み合わせたものにあつては、「風味組合わせ」等とその旨
が明らかになるように記載すること。

14

② 乳固形分及び乳脂肪分

ア パーセントの単位で、小数点以下の数値を切り捨てた整数値を単位
を明記して記載すること。

11-

イ 「乳固形分〇%」の次に、かつこを付して、「乳脂肪分〇%」と記
載すること。

③ 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により製品に占める重量の割合の
多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載する

1607



13

こと。

ア 食品添加物以外の原材料は、「生乳」、「牛乳」、「脱脂乳」、「
脱脂粉乳」、「全脂れん乳」、「バター」、「砂糖」、「ぶどう糖果
糖液糖」、「卵黄」、「卵白」、「いちご果肉」、「いちご果汁」、
「ラム酒」、「アーモンド」、「チョコレート」、「ココア」、「バ
ニラ香料」、「コーヒー色素」等とその最も一般的な名称をもつて、
製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、
脱脂粉乳その他の乳製品、砂糖その他の糖類、バニラ香料その他の香
料、コーヒー色素その他の着色料又はゼラチンその他の安定剤にあつ
ては、それぞれ「乳製品」、「糖類」、「着香料」、「着色料」又は
「安定剤」と記載することができる。

12-

イ 食品添加物は、次に定めるところにより記載すること。

1608



15

(7) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第2に掲げる添加物（規則別表第5に掲げるものを除く。）であつて、乳化させ、安定させ、酸味を加え、香りをつけ又は着色するために使用したものにあつては、それぞれ「乳化剤」、「安定剤」、「酸味料」、「着色料」又は「着色料」と記載すること。ただし、その固有の名称を記載することができる。

(1) 規則別表第5に掲げる添加物にあつては、当該添加物又は同表下欄に掲げる物を含む旨を記載すること。

(4) 内容量

内容容量をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、カップ入り又はカルトン入り以外のものにあつては内容重量をグラム又はキログラムの単位で記載することができる。

1603



(5) 乳脂肪分以外の脂肪分

含まれる乳脂肪以外の脂肪の個々の名称及びその含有率をパーセントの単位で、小数第1位までの数値を単位を明記して記載すること。ただし、名称にあつては、個々の名称に代えて、それぞれの総量をとりとめて、「植物性脂肪」又は「動物性脂肪」と記載することができ、含有率（1%以上のものに限る。）にあつては、小数点以下の数値を切り上げてた整数値で記載することができる。

-14-

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、アイスクリームの容器又は包装の見やすい箇所になければならない。

(表示禁止事項)

第5条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 使用する果実又はその加工品の含有率が5%未満（レモン及ライムに

1610



140

あつては2%未満)であるものについて、「フルーツ」の用語若しくは「ストロベリー」等の特定の果実の名称又はこれらと紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合は、この限りでない。

② 使用するカカオが1.5%未満であるものについて、「チョコレート」の用語又はこれと紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合は、この限りでない。

③ 使用するコーヒー(生豆に換算したもの)が1%未満であるものについて、「コーヒー」の用語又はこれと紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合は、この限りでない。

④ 使用するナッツが2%未満であるものについて、「ナッツ」の用語又は

1611



これと紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合は、この限りでない。

⑤ 使用するまつ茶が0.5%未満であるものについて、「まつ茶」の用語又はこれと紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合は、この限りでない。

⑥ 使用する卵黄(バニラアイスクリームの原料としての卵黄を含む。)が、1.4%未満であるものについて「カスタード」又は「フレンチ」の用語

16

⑦ 風味アイスクリームのうち、2種の風味原料(果実又はその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ及びまつ茶に限る。)を加えたものであつて、それぞれの含有率が、果実又はその加工品にあつては2.5%未満(レモン及びライムにあつては1%未満)、チョコレートにあつては、カカオ分として0.75%未満、コーヒーにあつては、生豆に換算して0.5%未満、

1612



139

ナッツにあつては1%未満及びまつ茶にあつては0.25%未満である場合に使用する「ミックス」、「チョコレートナッツ」等の用語又はこれらと紛らわしい用語

(8) 第8条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(9) その他内容物を誤認させるような文字、絵その他の表示

別記様式(第4条関係)

-17-

品名	
乳固形分	(乳脂肪分)
原材料名	
内容量	
乳脂肪分以外の脂肪分	

1613

原産国名	
製造者	

備考

1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とし、書体はゴシックとすること。

-18-

3 原材料名の表示のうち、規則別表第5に掲げる添加物を含む場合における当該添加物に係る表示は、他の原材料の表示と行をかえてすること。

4 乳脂肪分以外の脂肪分を含まないものにあつては、この様式中「乳脂肪分以外の脂肪分」を省略すること。

1614

1681

138

- 5 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 6 輸入品にあつては、5にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 7 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 8 この様式は、縦書きとすることができる。

—51—

1615

~~1682~~

1616

~~1682~~

52食流第5455号

昭和52年10月3日

農林物資規格調査会長

西村健次郎 殿

農林大臣 鈴木善幸



日本農林規格の制定及び改正並びに品質表示基準
の制定について（諮問）

日本農林規格及び品質表示基準を下記のように制定又は改正する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定（同法第9条において準用する場合を含む。）に基づき日本農林規格を制定又は改正し、及び同法第19条の3第1項の規定に基づき品質表示基準を制定することとし、同法第7条第4項の規定（同法第9条及び同法第19条の3第

諮問

農
林
省

1617



諮
問

4 項において準用する場合を含む。) に基づき、別紙を添えて貴調査会の意見を求める。

記

- 1 乾わかめの日本農林規格及び品質表示基準の制定について
- 2 塩蔵わかめ類の日本農林規格及び品質表示基準の制定について
- ③ アイスクリーム類の日本農林規格の改正及び品質表示基準の制定について
- 4 さくらんぼ砂糖づけ品質表示基準の制定について

5 2 物 調 第 8 号
昭和 5 2 年 9 月 2 8 日

農林物資規格調査会食品部会長
東 秀 雄 殿

農林物資規格調査会長
西 村 健次郎



日本農林規格の制定及び改正並びに品質表示基準
の制定について

このことについて、下記事項について農林大臣から本調査会
に諮問があつたので、貴部会に調査審議を付議する。

記

調査審議事項

- 1 乾わかめの日本農林規格の制定について
- 2 乾わかめ品質表示基準の制定について
- 3 塩蔵わかめ類の日本農林規格の制定について

農
林
省

- 28
- 4 塩蔵わかめ類品質表示基準の制定について
 - 5 アイスクリーム類の日本農林規格の改正について
 - ⑥ アイスクリーム品質表示基準の制定について
 - 7 さくらんぼ砂糖づけ品質表示基準の制定について

1620



149

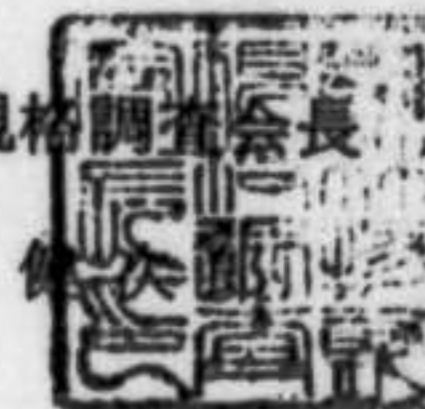
52物調第9号

昭和52年11月2日

農林大臣 鈴木 善 幸 殿

農林物資規格調査会長

西 村 健



日本農林規格の制定及び改正並びに品質表示基準の
制定について（答申）

昭和52年10月3日付け52食流第5455号をもつて諮問
のあつたこのことについて、本調査会で調査審議に付した結果を
下記のとおり答申する。

記

1 乾わかめの日本農林規格の制定について

特になし

1621



答
申

農
林
省

答
申

- 2 乾わかめ品質表示基準の制定について
特になし
- 3 塩蔵わかめ類の日本農林規格の制定について
特になし
- 4 塩蔵わかめ類品質表示基準の制定について
乾わかめを水戻しした塩蔵わかめにあつては、「新鮮」その他新鮮さを示す用語の表示を禁止すること。
- 5 アイスクリーム類の日本農林規格の改正について
フルーツアイスクリームのレモン及びライムを除くかんきつ類の含有率について、検討すること。
一括表示事項のうち乳固形分及び乳脂肪分の表示の方法について検討すること。
- ⑥ アイスクリーム品質表示基準の制定について
特になし
- 7 さくらんぼ砂糖づけ品質表示基準の制定等について
特になし

150

農林物資規格調査会食品部会 議事要旨

1. 日時 昭和52年10月4日
2. 場所 農林省 特別会議室
3. 出席者 委員 西村, 東, 天野, 荒屋, 池田, 石田, 小原, 小宮, 近藤,
戸田, 藤巻, 和田, 渡辺
事務局 食品流通局長, 本田課長, 能勢課長補佐, 山本規格専
門官, 他

1623 ~~1690~~

めく
れ
ず

裏
面
白
紙

(3) アイスクリーム類の日本農林規格の改正及びアイスクリーム品質表示基準の制定

について

西村委員

バニラ香料はフレーバー(風味原料)ではないのか。

事務局

バニラ香料は、菓子一般に使われているので、ここでは特定の香りとしては扱わない。

和田委員

風味原料の含有率について、レモンは1.8%、その他のかんきつ類は2%となっているが、その根拠は何か。その他のかんきつ類は5%とすべきではないか。

事務局

かんきつ類は、レモンを念頭におき2%としていたのも、事務局会でレモンについては1.8%に下げた経緯が^{ある}が、その際その他のかんきつについて議論が及ばなかった。^{野村}

山内委員

みかんは、2%では低いと思う。

石田天野委員

ここで決めるのは適当ではなく、数値については専門委員会に
^(の経長)
一任してはどうか。

事務局

公取では5%未満は無果汁としており、レモンがライムについては理解をえているが、その他については5%以下の場合は無果汁表示をさせるとしている。

渡辺委員

果汁飲料にアイスクリームを加えた場合のように、風味原料が"
多い場合はどうするのか。風味原料の含有率の上限を決める
必要はないのか。

加藤 日次郎 乳協会専務 理事(オジザバー)	アイスクリムの製造工程から考え、全国形分が40~45%が「下限」である。よって、規格の中で上限を考慮する必要はない。
和田委員	現在市販されているアイスクリムには、乳固形分〇%、うち乳脂肪分〇%と表示され、消費者も慣れているので、「うち」という書き方にしてほしい。
事務局	一括表示事項として並べて書く場合「うち乳脂肪分」とはできない。 乳固形分〇% (うち乳脂肪分〇%)と表示するようにはできない。
石田委員	乳等省令、公正競争規約、JASとあるが、とにかく一つの表示方法でいいようにしてほしいという要望をこの場で述べておきたい。
和田委員	アイスクリム品質表示基準では、異種脂肪の表示事項があるが、公正競争規約では、異種脂肪を使用したものはアイスクリムと表示できないことになっている。
事務局	公正競争規約により、□内カーテはアイスクリムに異種脂肪が使用していない。しかし□の法規である食品に於ては異種脂肪を使用できるので、それを受けたものである。
以上	
西村委員	アイスクリムは砂糖の品質表示基準の制定等について「砂糖」が「アイスクリム」になつたが、「デュー」の「デ」は「砂糖」の「デ」である。
事務局	品名「デュー」である。規格名は「アイスクリム」として。
戸田委員	サニールを見れば着色料を非常に多く使用しているが、添加物の規制を(してほしい)。
事務局	添加物について今回の改正は行わない。色(デ)のために少量使用し、多量に食べるものではない。
以上	

(5) 農林物資規格調査会(食品部会関係)専門委員会の運営方針について
専門委員会は、事務局、原局との意思疎通も充分行われており、
制度上の問題は無いが、より良い運営のための意見はないか。

近藤委員 3x3x1-μ類のJAS規格で、ラクトアイスを先に改正してほしかった。

西村委員 細かい数字は、専門委員会の検討事項だが、何を改正するかは部会
の検討事項ではないか。

石田委員 冷凍食品等については、中間報告をすべきである。

東委員 次期部会にかかる予定の事項については、中間報告を受け、議論すれば、
四半期に一度の部会を有意義に活用できる。

以上 審議終了

154

35

アイスクリーム品質表示基準の制定について

昭和52年10月4日
農 林 省

1. 制定の趣旨

アイスクリームの表示の適正化を図り、消費者の選択に資するため制定するものである。

2. 制定の概要

(1) 適用の範囲

アイスクリームとする。

(2) 定 義

JASのアイスクリームの定義と同じ。

(3) 表示基準

ア 一括表示事項及びその表示の方法

JASと同じ。ただし、品名及び原材料名に次を加え、乳脂肪以外の脂肪を使用したものにあつては「乳脂肪以外の脂肪分」を表示事項に加える。

(ア) 品 名

風味アイスクリームのうち定義に定められた風味原料の含有率を下回るものにあつては、「アイスクリーム（風味）」と記載する。

(イ) 原材料名

食衛生法施行規則別表第2に掲げる酸味料を使用した場合は「酸味料」又はその固有の名称を記載すること。

(ウ) 乳脂肪以外の脂肪分

表示方法については、484.25厚生省通達（環乳27号）と同じ。

イ. 表示禁止事項

次の事項について記載することはできない。

(ノ)

1627



(イ) 果汁、果肉若しくは果実又はその加工品の含有率が5%未満（レモンにあつては1.5%未満、その他ののがんきつの場合にあつては2%未満）である場合に使用する「フルーツ」（「フルーツ」の代わりに使用する「ストロベリー」等の特定の果実の名称を含む。）の用語又はこれに紛らわしい用語。ただし、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載してある場合はこの限りでない。

(イ) カカオ分が1.5%未満である場合に使用する「チョコレート」の用語又はこれに紛らわしい用語。ただし書きは(ア)に準じる。

(ウ) コーヒー、ナッツ、まつ茶、扇葉面形物の含有率がそれぞれ1%未満、2%未満、0.5%未満、1.4%未満である場合に使用するそれぞれ「コーヒー」、「ナッツ」、「まつ茶」、「カスタード」又は「フレンチ」の用語又はこれらに紛らわしい用語。ただし書きは(ア)に準じる（ただし、扇葉については除く。）

(エ) 果汁、果肉若しくは果実又はその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ、まつ茶の含有率がそれぞれ定義の(2)及び(イ)から(ウ)に掲げる含有率のどれとそれと2%未満である場合に使用する「ミックス」、「チョコレートナッツ」、「コーヒーナッツ」等の用語又はこれに紛らわしい用語

(オ) }
(カ) } JASの(ア)及び(イ)と同じ。

156

別記様式

品名
乳圓形分
乳脂肪分
乳脂肪以外の脂肪分
原材料名
内容量
原産国名
製造者

備考

1. 表示に用いる文字及び坪の色は背景の色と対照的な色であること。
2. 文字の大きさは8ポイント以上のゴシック体とすること。
3. 表示を行う者が販売者である場合、「製造者」を「販売者」とし、輸入品にあつては「製造者」を「輸入者」とすること。
4. 乳脂肪以外の脂肪を含まないものにあつては「乳脂肪以外の脂肪分」を省略すること。
5. 輸入品以外のものにあつては「原産国名」を省略すること。
6. この様式は縦書きとすることが出来る。

(三)

(農林物資規格調査会)

第三条 農林省に農林物資規格調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は、農林大臣の諮問に依り、日本農林規格の制定及び普及、農林物資の品質に関する表示の適正化その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

第四条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は関係行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、それぞれ農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第五条 調査会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、調査会の会務を総理する。

第六条 前三条に規定するもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、省令で定める。

(日本農林規格の制定)

第七条 農林大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、且つ、その適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を附することがないように制定しなければならない。

3 農林大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができるものと認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、調査会の意見をきかなければならない。

第八条 都道府県又は利害関係人は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すべきことを農林大臣に申し出ることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定する必要があると認めるときは、理由を附してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

(日本農林規格の改正及び廃止)

第九条 前二条の規定は、日本農林規格の改正又は廃止に準用する。

(公示)

第十条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前に公示しなければならない。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第十一条 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(規格の使用の制限)

第十二条 都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格の制定されている農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。但し、輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）第二条又は第八条第一項の省令で定める基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

(公聴会)

第十三条 農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格がすべての実質的な利害関係を有する者の

この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十四条第一項の規定による格付けを行なつた場合でなければ、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附してはならない。

3 何人も、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示と紛らわしい表示を附してはならない。

(包装材料等の再使用の制限)

第十九条 格付けの表示の附してある包装材料又は容器は、その格付けの表示を除去し、又はまづ消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならない。

(改善命令等)

第十九条の二 農林大臣は、登録格付機関の行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項の規定に基づき行なう格付け（農林物資の製造業者が同項又は第十五条第一項の規定に基づき行なう格付けの表示を含む。）が適当でないとき、当該登録格付機関又は製造業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付けの表示の除去若しくはまづ消を命ずることができる。

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の三 農林大臣は、日本農林規格が制定されている農林物資（日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるものうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後すみやかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 農林大臣は、日本農林規格の制定されている農林物資について、前項の規定により品質に関する表示の基準を定める場合には、当該日本農林規格において定める品質に関する表示の基準に準拠しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第七条第四項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、第十三条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。

(表示に関する指示等)

第十九条の四 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第二十条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県若しくは登録格付機関に対し、格付けに関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行ない、若しくは格付けの表示を附する製造業者若しくは第十九条の三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者に対し、その格付け（格付けの表示を含む。）以下この項において同じ。）若しくは品質に関する表示に必要の報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付け若しくは品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。